

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		土地区画整理事業(上厨川地区組合施行)			事業コード	1701
担当課等	所属名	都市整備部 市街地整備課			担当係名	
	課長名	都市整備部 市街地整備課	担当者名	氏家 亮	電話番号	7247

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	にぎわいのある市街地の形成	コード 7
	基本事業	既成市街地の再整備	コード 1			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	☐ 単年度 ☐ 単年度繰返 ☒ 期間限定複数年度				⇒ (17年度 ～ 23年度)
事務事業の概要	盛岡インターチェンジ西側の盛岡市上厨川地内を施行地区とする盛岡市上厨川土地区画整理組合の健全な事業運営が図られるよう土地区画整理法に基づき指導、助言及び技術的援助を行う。					
根拠法令等	土地区画整理法					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
地元地権者から「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という機運が高まり、土地区画整理組合が設立され、組合施行による土地区画整理事業が開始された。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
事業の動向に不安があり、市に対して適切な指導が求められている。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
低迷する経済状況と土地価格の下落から、保留地購入者が見つからず事業は停滞している。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	施行地区内の宅地及び公共施設 土地区画整理組合	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 土地区画整理対象面積	単位	ha
				B. 組合員数	単位	人
				C. 地区内人口	単位	人
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 地権者説明会、役員会への出席 組合役員との打合せ 法に基づく指導 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 理事職務執行者及び元総代との意見交換会の開催 法に基づく指導 事業計画変更協議	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 区画整理組合との打合せ・指導回数	単位	回
				B. 宅地及び公共施設整備面積	単位	ha
				C. 公共施設管理者との打合せ回数	単位	回
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	地域特性を生かした事業計画に基づき、流通業務系・工業系及び住居系の土地活用を図り、健全で良好な市街地を形成する。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 宅地及び公共施設整備率(整備面積/対象面積) 【指標の性格:●上げる ○下げる ○維持する】	単位	%
				B. 市街化率(地区内人口/計画人口) 【指標の性格:●上げる ○下げる ○維持する】	単位	%
				C. 保留地処分面積 【指標の性格:●上げる ○下げる ○維持する】	単位	ha
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	土地と建物が再整備される 宅地の利用増進が図られる	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	浅岸・太田・都南中央第三地区の市街化率(施行地区内人口/施行地区内の計画人口)(単位:%) 整備された累計拠点施設数(単位:棟)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	土地区画整理対象面積	ha	27.2	27.2	27.2	27.2	27.2		23 年度
対象 指標B	組合員数	人	127	127	127	127	127		23 年度
対象 指標C	地区内人口	人	56	53	310	51	310		23 年度
活動 指標A	区画整理組合との打合せ・指導回数	回	48	27	30	17	20		23 年度
活動 指標B	宅地及び公共施設整備面積	ha	0	0	27.2	0	27.2		23 年度
活動 指標C	公共施設管理者との打合せ回数	回	8	0	10	0	10		23 年度
成果 指標A	宅地及び公共施設整備率(整備面積/対象面積)	%	0	0	100	0	100		23 年度
成果 指標B	市街化率(地区内人口/計画人口)	%	18	17	100	16	100		23 年度
成果 指標C	保留地処分量	ha	0	0	7.7	0	7.7		23 年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	0	0	0	0	0	0	*****
財源 内訳	④国	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑤県	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑥地方債	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑦一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑧その他	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	0	0	0	0	0	0	*****
延べ業務時間数		時間	1,668	1,118	1,360	1,100	1,350		*****
職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	6,672	4,472	5,440	4,400	5,400	0	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	6,672	4,472	5,440	4,400	5,400	0	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 事業の現状は停滞しており、早期に今後の事業方針を決定し、事業計画変更を行うよう指導、助言を行う。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 事業方針を樹立するための組合の合意形成。→組合員に適切な情報公開を行い事業方針について理解を得られるよう指導、助言を行う。
---------	---

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 <table><tr><td>① 必要性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>○ 妥当</td><td>● 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり	② 有効性	○ 妥当	● 見直し余地あり	③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり	④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 施行期間延伸に向けた事業計画変更の対応など法に基づく勧告を行うとともに、組合運営に必要な役員改選などについても市が意見交換の機会を設けたが、事業の方向性まで合意が図られなかった。
① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
② 有効性	○ 妥当	● 見直し余地あり												
③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="2">☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携</td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td></tr></table> 方向付けの理由と改革改善の内容 理由:施策の目的に合致していることから継続する。 改革改善の内容:組合員に適切な情報提供や意見交換の機会を設定し、組合の合意が図られるよう指導、助言する。		☐ 終了	☒ 継続	☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携	☐ 廃止	☐ 休止							
☐ 終了	☒ 継続	☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携												
☐ 廃止	☐ 休止													